

II 教育課程に関する課題の整理

1. 教育課程編成上の基本的な事項

1) 「準ずる」という用語について

教育課程編成に関わる課題の一つとして、「準ずる」という用語の捉え方がある。

学校教育法第71条では、次のように記載されている。

盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

この「準ずる」という用語については、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説—各教科、道徳及び特別活動編—」では、次のように解説されている

ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。

この「準ずる」という用語は、特殊教育の目標・内容は、原則的に通常の小・中学校の目標・内容と同じであることを表現している重要な用語であるといえる。

しかし、この用語については、議論の余地があろう。原則として「同じ」ということを表現するのに「準ずる」という用語を使用しているため、一般には理解しにくいものとなっている。そのため、この「準ずる」という表現については、より一般に理解できるような表現を検討することも、ひとつの課題であると考えられる。

2) 「特例」について

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、教育課程編成の特例について定めている。

まず、小学部・中学部における学習が困難な児童生徒に関する特例として、次のように規定している（学

習指導要領第1章第2節第5の1)。

第5 重複障害者等に関する特例

- 1 障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。
 - (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。
 - (4) 幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

また、重複障害者等に関する特例として、次のように規定している（学習指導要領第1章第2節第5の2）

- 2 当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）を教育する場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。なお、この場合、小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないことができること。
 - (2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。

さらに、訪問教育に関する特例として、次のように規定している（学習指導要領第1章第2節第5の3)。

3 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1又は2に示すところによることができるものとする。

また、学校教育法施行規則に規定されている特例としては、次のものがある。

- ①合科的な授業に関する特例
- ②領域を併せた授業に関する特例
- ③特別の教育課程に関する特例
- ④教育課程の改善のための研究に関する特例

現行の規定の仕方では、特に必要な場合には、「特例」として、障害の状態に応じた教育課程が組めるということになっている。

しかし、実際に障害のある子どもの教育課程を編成する際には、この「特例」を全面的に利用して組むことになる場合が多い。

盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態が重度化している現状からは、これらの比較的重度の子どもたちの教育課程を編成する場合において、特例の比重が大きくなっている。

そのため、障害に応じた教育課程を組む根拠の部分が、「特例」でよいかどうかということについては議論のあるところである。

また、今後は教育を受ける側、すなわちサービスを受ける側からみて理解のしやすい規定の仕方について検討が必要であると考えられる。

そのため、「特例」という表現を用いずに、より一般に理解しやすい表現を用いた規定の仕方について検討することもひとつの課題であると考えられる。

3) 教育内容の位置づけについて

ある教育内容を学校の教育課程のどこに位置づけるかということについても、課題のあるところである。

教育課程の中での位置づけについては、各学校における自由度があることは望ましいことであるが、各学校における捉え方が著しく異なってくると、教育課程編成上の混乱の要因となり得る。

次のような点については、今後整理していく必要があると考えられる。

a 小・中学校の教科と知的障害養護学校の教科の関係

小・中学校の教科と知的障害養護学校の教科においては教科の名称として同じ名称をつかっているものがある。これらの同じ名称を用いている教科は連続性のあるものととらえるのか、それとも別個の教科としてとらえるのか。連続性があるものとして捉えるのなら

ば、その内容の連続性について整理が必要であると考えられる。

b 学校種別による教育課程の編成の仕方と教育内容の位置づけ

例えば、知的障害と肢体不自由を併せ有している子どもの場合、その子どもが知的障害養護学校に在籍している場合には、領域・教科を合わせた指導による取組の比重が大きくなっていることがあり、一方、肢体不自由養護学校に在籍している場合には、自立活動の取組の比重が大きくなっていることがある。

このような例は、それぞれの学校種別による教育課程の編成の仕方が影響を与えているものと考えられることができる。しかし、今後は、「特別支援学校（仮称）」という新しい枠組みの学校への変革が行われようとしている。そのため、この「特別支援学校（仮称）」の教育課程における教育内容の位置づけについては、在籍する児童生徒の実態に応じて再度整理していく必要があると考えられる。

(渡邊 章)